

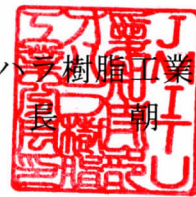
2022年 6月 30日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



夏季一時金要求書

当労組は夏季一時金について、下記の通り要求致します。つきましては、従業員の家計に想いを寄せられ、使用者としての責任と自覚を深められ、積極的なご回答を頂きたく、下記の通り要求致します。

記

- 1 当労組、本年夏季一時金に関し、以下の通り要求致します。
 - (1) 本年夏季一時金は、基本給の3ヶ月分を、一律に支給されるよう求めます。
 - (2) ①2021年年末一時金、②2021年夏季一時金、③2020年年末一時金、④2020年夏季一時金について、未だ解決に至っておりません。誠実且つ積極的なご回答を求めます。
 - (3) 年俸制従業員は一定額の一時金が組み込まれていますが、妥結の際には月給制社員との調整を求めます。なお、貴社は、年俸制社員の一定額すら月給制社員に支払わないまま今日に至っており、この矛盾も放置しておられます。過去の一時金について遡及妥結した場合には、当然、年俸制社員との調整も併せて要求致します。
- 2 当労組本年2月11日付「年末一時金要求書(6)」を貴社に送付しましたが、未だご回答を頂いておりません。繰り返しになりますが、「業務Gr.部

長伊東雅弘」氏名による、本年2月2日付「貴組合『年末一時金要求書

(5)』につきまして」と題する書面では「同書面では『賃金引上げや一時金支給ができる条件づくり』と言及しておられますが、経営に関する事項は団体交渉の対象ではありません。」と述べておられますが、組合員を含む従業員の労働条件である「賃金引上げや一時金」要求や、その実現に向けた条件づくりは、優れて交渉対象事項であります。

これまで同氏が、文言の理解力に欠けると思われるため、適性に欠けることを重ねて指摘させて頂きましたが、上記もまた、適性欠如を裏付けるところであり、貴社代表取締役尾原慶則氏の責任と権限でご回答下さるよう改めて強く要求致します。

3 当労組と致しましては、上記1～2に対してのご回答を、本年7月8日

(金) 17時30分までに代表取締役尾原慶則氏の責任による書面で当労組分会宛為されるよう求めると共に、本件に於ける速やかな団体交渉を、以下日程にて開催されるよう強く求めます。

(1) 開催希望日

第一希望日：2022年7月19日(火)

第二希望日：2022年7月20日(水)

第三希望日：2022年7月21日(木)

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人員：地本、支部合計3名及び分会役員

傍聴参加：出席希望する当労組組合員

(2) 議題

①夏季一時金について

②その他係属事項

4 注意事項①

次回貴社回答で当労組の質問・要求に沿わない回答或いは、貴社のこれまでの常套手段である抽象的な拒否回答(「のとおりです」、「団体交渉開催の要求は、お受けしかねます」、「団体交渉は不要と存じます」、「質問には回答不要と考えます」、「本件を議題とする団体交渉の必要はないと考えており、お受けできません」、「団体交渉の必要があるとは解されません」、「貴組合の要求を具体的にお知らせください」、「団体交渉の議題として適切なものとはとても解されません」、「お申し越しの団体交渉には応じかねます」)等の場合には、労働組合法 第7条 2号「団体交渉拒否」と判断致します。

注意事項②

当労組への回答の際には、その項目毎に、①具体的ご回答、②その合理的理

由及び根拠を示されるよう求めます。尚、貴社が上記を示せない場合或いは、回答期日までに無回答の場合には、上記開催条件に合意頂けたものと理解し、上記「第一希望日」での日程及び開催条件での団体交渉を開催されるものと理解いたします。

以 上